

## 12 保険

- 1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険（全員加入）【看護学部を除く】
- 2 総合保障制度「Will」（看護学部）
- 3 学研災付帯学生生活総合保険（任意加入）【看護学部を除く】

### 1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険（全員加入）【看護学部を除く】

全学生を対象とした「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。

保険の加入期間：入学時から卒業（修了）までの正規在学年数

#### 1. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

「教育研究活動中」（通学中の事故含む）、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったとき、あるいは他人にケガをさせたり、他人の財物を破損した場合に学生に支払われる保険であり、病気は含まれません。

##### 対象になる条件（教育研究活動中）

- ①正課中（講義・実験・実習・実技等）
- ②学校行事に参加している間
- ③学校施設内にいる間
- ④課外活動中（クラブ活動）（学外活動は届出が必要）
- ⑤課外活動中（クラブ活動以外）（学外活動は届出が必要）
- ⑥通学中
- ⑦学校施設等相互間の移動中  
（正課、学校行事、課外授業の行われる場所の相互間移動中の事故）
- ⑧賠償責任にかかわる事故（正課、学校行事およびその往復途中の事故に限る）

\* 平常生活ができるようになるまでの必要な治療日数

①・②は1日以上、③・⑤・⑥・⑦は4日以上、④は4日以上で対象になります。

[入院した場合、1日につき4,000円が別に支払われます]

\*⑧は、事故の程度により、過失割合等を勘案のうえ、決定されます。

##### 手続き方法

- 1 **事故が発生したら、速やかに以下の教員にケガの状況を報告する。**  
※①正課中の場合……………担当教員  
②課外活動中の場合……………顧問  
③通学中の場合……………クラス担任または通学の目的となる責任者（担当教員・顧問など）
- 2 **事故発生から30日以内に学生支援課で事故通知の手続きをする。**  
※学生支援課で「事故通知届」を受け取り、事故の状況を自分で記入してください。  
入院などの理由で本人が窓口に来れない場合、保護者の方等よりその旨をご連絡ください。  
⇒事故発生から30日以内に事故通知の手続きをしないと、保険金が支払われない場合があります。
- 3 **完治後：保険金の請求をする。**  
[次のものを持って学生支援課に来てください]  
①印鑑 ②診察券 ③指定銀行口座番号（未成年者は親権者の口座）  
⇒請求書類を受け取り、必要事項を記入して提出ください。
- 4 **保険金支払：保険会社から指定銀行口座に振込まれます。**

詳細は、入学時に配布した「加入者のしおり」をご覧ください。

## 2. 学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

学研災は本人のケガに対する補償ですが、学研賠は他人にケガを負わせたり、他人の物を壊すなど法律上の賠償責任を負った場合に対する補償です。

学研災と学研賠とでは、対象となる範囲において活動の種別・場所による違いがあります。詳細は、学生支援課まで問い合わせてください。

## 2 総合保障制度「Will」（看護学部）

（Will 2 の場合）

実習を含んで、学校管理下の傷害事故と特定感染症、及び第三者に対する賠償責任も補償します。

### 対象になる条件（国内外を問わず、学校管理下）

- |  |                    |
|--|--------------------|
| ①正課中（講義・実験・実習・実技等）                     | ②学校行事に参加している間      |
| ③学校施設内にいる間                             | ④課外活動中（学外活動は届出が必要） |
| ⑤通学中                                   |                    |
| ⑥学校施設等相互間の移動中（正課、学校行事、課外授業の行われる場所の相互間） |                    |
| ⑦賠償責任にかかわる事故                           | ⑧特定感染症（国内外24時間） など |

以上の条件に該当する場合、入院、通院日数が1日目より補償されます。

入学後、補償範囲が更に広いタイプ「Will 3、Will 3 DX」への変更も可能です。  
（詳細は入学後のオリエンテーションで説明します。）

詳細は、入学手続き時に配布したパンフレットをご覧ください。

## 3 学研災付帯学生生活総合保険（任意加入）【看護学部を除く】

本学では、上記「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、万一の事態に備えていますが、学生生活の活動範囲は、多彩かつ幅広いものがあります。例えば個人賠償あるいは、扶養者に万一があった場合の学業継続の問題等、上記保険ではケガや病気における保障しきれない部分を24時間いつでも保障する「学研災付帯学生生活総合保険」を確立しております。

万一、事故等が発生した場合は、内容により上記①の保険と重複してお支払いしていますので、学生支援課に連絡ください。

◎基本的に入学手続き時に加入いただいています。（加入者には、「加入者票」を送付）

### <お問い合わせ先>

T・S・A 取扱代理店

電話番号：03-5362-2631 受付時間 月～金曜日（平日）9：20～17：00

**事故・ケガ等が発生した場合はすみやかに、学生支援課に連絡をしてください。**

万一、家庭が風水害や震災等の災害にあった場合、本人・保護者（両親）など家族が不慮の事故等身体・生命に変化があった場合、すぐにクラス担任または学生支援課に連絡してください。